

【答申の概要】 諮問第 163 号

「特定の事業者の個別的労使紛争あっせん記録の非開示決定に対する異議申立て」

件名	特定の事業者の個別的労使紛争あっせん記録の非開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	「平成 21 年個第〇号〇〇〇〇個別的労使紛争あっせん事件平成 21 年〇月〇日あっせん記録」(以下「本件公文書」という。)
非開示理由	条例第 10 条 (存否応答拒否)
実施機関	静岡県労働委員会
諮問期日	平成 21 年 8 月 28 日
主な論点	特定の事業者名等を明記した開示請求に対し、本件公文書の存否を明らかにすることが、条例第 7 条第 6 号 (事務事業情報) 等の非開示情報を開示することになるか。
<p>審査会の結論</p> <p>実施機関の決定は、妥当である。</p> <p>審査会の判断</p> <p>1 個別的労使紛争のあっせん事務について</p> <p>個別的労使紛争のあっせん事務 (以下「個別あっせん事務」という。) は、「個別的労使紛争のあっせんに関する要綱」(平成 13 年 4 月 20 日静岡県知事制定) に基づき、個別的労使紛争について公正な立場に立って関係当事者間をあっせんし、もって労使紛争の円満な解決に寄与することを目的とした事務である。個別あっせん事務は、静岡県内に所在する事業所の労働者又は事業者からの申請によって開始され、あっせん員が、公正・中立な立場から、当事者間の話し合いを取り持ち、あっせん案を提示するなど、当事者双方の歩み寄りを図り、紛争を自主的な解決に導く方法で実施するものである。そして、あっせんの結果、両当事者が合意に達すれば紛争解決となるが、相手方があっせんの実施に承諾しないときや、あっせんを実施しても、当事者双方の主張の隔たりが大きく、歩み寄りが図れないときは、あっせんを打ち切ることとなる事務である。なお、実施機関は、個別あっせん事務に係るあっせんは非公開であることを、「個別的労使紛争あっせん事務処理要領」(平成 14 年 1 月 15 日実施機関制定。以下「要領」という。) や実施機関のホームページ等において明記していると認められる。</p> <p>2 本件公文書の性質について</p> <p>本件の開示請求は、個別あっせん事務に関して、特定の日に行われた、特定の事業者に係るあっせんの記録を請求するものであること、また、個別あっせん事務の特性から、本件公文書の存否を答えることは、当該事業者において個別あっせん事務の対象となった労使紛争があったことの実の有無、当該事業者又はその労働者が実施機関にあっせん申請を行ったことの実の有無、並びに特定の日に当該事業者及び当該労働者に係るあっせんが行われたことの実の有無 (以下、これらの実の有無を「本件存否情報」という。) を明らかにすることと同様の結果が生じるものと認められる。</p> <p>3 本件存否情報の非開示情報該当性について</p> <p>実施機関は、本件存否情報が、条例第 7 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号で規定する非開示情報に該当する旨を、個別あっせん事務の特性などに基づき主張していることから、当審査会は、まず、本件存否情報の第 6 号該当性について検討することとする。</p> <p>本件存否情報は、特定の日に行われた、特定の事業者に係るあっせんの事実の有無等を明らかにするものであることから、これを公にすれば、事業者名等が明らかになり、それによって、関係者には労働者も特定されるおそれがあると認められ、また、個別あっせん事務の対象事案は、個人の解雇、配置転換、賃金等の労働条件に関する紛争で、労働者にとっては、一般に、他者に知られたくない個人の機微に関するものであるから、本件存否情報は、これを公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれにつながる側面を否定できない。他方、事業者にとっても、本件存否情報を公にすることにより、内部で解決できずに個別あっせん事務の対象となった労使紛争があることが明らかになり、それによって、当該事業者の労務管理に何らかの問題があるように県民等に理解されるおそれや、当該事業者の社会的評価及び信用が低下するおそれにつながる側面も否定できない。そして、個別あっせん事務に関して、あっせん申請を行うか否かは、労働者又は事業者の意思にゆだねられており、あっせんの相手方が当該あっせんに承諾するか否かも、同様に、労働者又は事業者の意思にゆだ</p>	

ねられていると認められる。

そうすると、仮に、本件存否情報を公にすると、今後、労働者にとっては、事業者名などから当該個人が関係者に識別されることなどをおそれて、あっせん申請を行うことやあっせんに応諾することをちゅうちょし、ひいては、それらを思いとどまることになるおそれが生じると認められる。他方、事業者にとっても、本件存否情報を公にすると、当該事業者の社会的評価及び信用が低下することなどをおそれて、あっせん申請を行うことやあっせんに応諾することをちゅうちょし、ひいては、それらを思いとどまることになるおそれが生じると認められる。

また、個別あっせん事務は、要領や実施機関のホームページ等において、非公開であることを明示している事務であり、あっせん当事者は、一般に、氏名や事業者名が公にされないことを前提として、実施機関にあっせん申請を行い、又はあっせんに応諾しているものと認められる。そうすると、仮に、本件存否情報を公にすると、事業者名等が明らかになることから、個別あっせん事務に対する当事者の信頼を損なうものであると認められる。

以上のことから、本件存否情報は、公にすることにより、個別あっせん事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、第6号の非開示情報に該当する。

なお、実施機関は、本件存否情報が条例第7条第2号及び第3号にも該当すると主張しているが、本件存否情報が同条第6号に該当し、本件公文書が存在しているか否かを答えるだけで第6号の非開示情報を開示することになることから、本件存否情報の第2号及び第3号該当性について判断するまでもなく、条例第10条の規定により、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。